

令和 7 年 10 月 29 日

質疑回答書

番号	質問事項	回答
1	駆けつけ対応の提携事業者が熊本県内に事務所を有している場合、他県からのプロポーザル参加は可能でしょうか。	ICT 支援員は原則として受託者の専従従業員であることとしています。駆けつけ対応も ICT 支援員が行う必要があるため、提携事業者による駆けつけ対応は認められません。そのため、このような場合は、プロポーザルへの参加はできません。
2	ICT 支援員は専従の従業員であることとありますが、他の業務を行わない ICT 支援業務のみの人員という意味でしょうか。また、派遣社員を支援員とすることは可能でしょうか。	今回は契約形態が委託契約であることから、労働者派遣契約とは形態が異なります。ICT 支援員は <u>受託者</u> の専従の従業員である必要がありますので、派遣社員を ICT 支援員とすることはできません。
3	1 回を 3 時間程度とするとありますが、1 日 6 時間程度で 2 回とカウントしても良いでしょうか。	1 回の業務時間は原則として 3 時間程度を想定していますが、学校と協議のうえ、必要に応じて 1 日 6 時間程度で 2 回分として扱うことも可能です。ただし、その際は他校とのスケジュール調整を十分に行っていただく必要があります。
4	現場駆けつけ対応・電話での問い合わせ対応はそれぞれ、どのくらいの頻度を想定しておられますか。電話番号について、050 番号での開設も可能ですか。	現場の駆けつけ対応は、障害発生時などの不測の事態に対応するものであるため、具体的な頻度を事前に想定することは困難です。一方、電話での問い合わせ対応は通常、1 日数回程度を想定しています。 IP 電話の開設についてですが、業務を円滑かつ確実に遂行するためには、固定電話など安定した通信環境の利用を推奨しています。特に駆けつけ対応などの緊急連絡が必要な場面では、通話品質や接続の安定性が重要となるため、通信手段について事前に協議・調整し、安全かつ確実な連絡体制の構築にご協力いただくことが望ましいと考えています。
5	業務に使用するためのタブレットは、ICT 支援員用に常時貸与していただける端末はございますか？	業務に使用するタブレットについては、ICT 支援員用に常時貸与する専用端末はございません。しかし、必要に応じて予備機を貸与することは可能です。
6	提案書の総ページ数については指定が無いものと解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。